

総合流域防災事業とは・・・

平成17年から新たに総合流域防災事業が創設され、これまで個別事業として実施していた河川事業、砂防事業、流域あるいは圏域単位でより効率的・効果的な治水対策事業として実施することとなりました。このことを受け、総合流域防災協議会を設立し、圏域における防災対策事業を一体的に実施するために、圏域の治水対策の方針や計画を作成、公表することとなっています。

以下に設置要綱を示します。

総合流域防災協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県内の各圏域（沖縄本島北部、沖縄本島中南部、宮古・八重山）における、治水安全度、整備状況等に関して情報共有・意見交換等を行い、圏域における防災対策事業を一体的に実施するために圏域の治水対策の方針を作成・公表するとともに、直轄事業・沖縄県等の事業の効率的な進捗調整を図るために国と沖縄県等による総合流域防災協議会を設置する。

2 この要綱は総合流域防災協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 総合流域防災協議会は、国と沖縄県等の効果的・効率的防災対策について当面の整備方針を双方で確認し、これに基づいて5ヶ年程度で実施する事業内容を調整し、これらの方針や事業内容について「総合流域防災事業計画」にまとめ、公表するものとする。

(構成)

第3条 総合流域防災協議会は別表に掲げる者をもって構成する。

(会員等)

第4条 会員に事故のある時、または不在となるときは会員が委任するものが総合流域防災協議会に出席できる。

(会議等)

第5条 総合流域防災協議会は、会長に沖縄総合事務局開発建設部技術管理官、副会長に沖縄総合事務局開発建設部河川課長を置く。

2 総合流域防災協議会は年2回程度開催し、会長が議長を務める。

3 会長に事故のある時、又は不在となるときは、副会長が会長の職務を代理する。

4 会長が必要と認めるときは、会員以外の出席を求め意見を聞くことが出来る。

(その他)

第6条 総合流域防災協議会の運営に関し、定めのない事項は、会長が総合流域防災協議会に諮って定める。

(事務局)

第7条 総合流域防災協議会の事務局は沖縄県土木建築部河川課に置き、沖縄県土木建築部河川課長を事務局長とする。

2 事務局は、協議会の諸事務を担う。

付則 この要領は、平成17年 4月20日から施行する。
別表

総合流域防災協議会（構成メンバー）

・国関係

職名	備考
技術管理官	会長
防災対策官	
河川課長	副会長
流域調整室長	
河川課水資源開発調整官	
北部ダム事務所長	
北部ダム統合管理事務所長	

・県関係

職名	備考
土木整備統括監	アドバイザー
河川課長	事務局長
海岸防災課長	
北部土木事務所長	
中部土木事務所長	
南部土木事務所長	
宮古支庁土木建築課長	
八重山支庁土木建築課長	
沖縄県ダム事務所長	

・市町村関係

職名	備考
名護市建設部建設土木課長	

H17 総合流域防災事業位置図

凡例

- 河川事業
- 砂防事業
- 地すべり事業
- 急傾斜事業
- H17新規要求

